

経済産業省

25 製安第4号
平成25年2月27日

登録検査機関代表者 へ

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課長

ISO/IEC Guide 65 の ISO/IEC 17065 への移行に伴う対応について

製品安全関連四法では、ガス事業法第39条の14の3、電気用品安全法第31条、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第53条、消費生活用製品安全法第18条において、PSマークの登録検査機関の登録の基準として、「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合するものであること」を規定し、ISO/IEC Guide 65（製品認証機関に対する一般要求事項を定めた国際ガイド）を引用しています。

当該 Guide 65 については、ISO/IEC において改訂作業が行われ、昨年9月15日に改訂規格である ISO/IEC 17065 が発行され、同日付で ISO/IEC Guide 65 が廃止されました。また、昨年12月20日に、改訂規格の国内整合規格である JIS Q 17065 が発行されました。

上記 ISO/IEC Guide 65 改訂については、説明会等により各法の登録検査機関に周知し、必要な準備を依頼してきたところですが、ISO/IEC 17065 の発行を受け、以下の通り引用規格の変更を行います。必要がある場合、御対応いただきますよう、よろしくお願い致します。

記

1. 製品安全関連四法に基づく登録検査機関の新規登録又は更新の申請のうち、平成25年4月1日以降に行われた申請については、登録の基準として、ISO/IEC 17065 を用いるものとする。

2. 各法の登録検査機関は、法律に規定する「業務規程」の記載内容に変更がある場合には、各法の規定に基づき、省令で定める様式による「業務規程変更届出書」を、平成 26 年 3 月 31 日までに提出すること。
3. 業務規程、品質マニュアル等によるマネジメントシステム運用状況、記録の整備状況等については、今後の登録更新等の際に確認するものとする。

以上